

2006年8月31日

東京都知事 石原 慎太郎殿

2007年度東京都の予算編成に関する要望書

東京都学童保育連絡協議会
会長 宇田川 光夫

東京の学童保育施策の充実に向けて、日頃からご尽力いただき感謝いたします。

東京都では、少子化が進行していますが、核家族化と働く父母の増加などにより、学童保育への入所を希望する家庭は年々増え続けています。

学童保育への入所希望が増えているにもかかわらず、必要に応じた学童保育の増設を行わないために、東京都連協と三多摩連協の調査では、2006年4月には東京全体で2338名の待機児がいます。一方で定員を無視した詰め込みが行われています。

今年の5月9日、政府は「放課後子どもプラン」の創設を発表しました。

「地域子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を「一体的及び連携して運営」していくというものです。しかし、子どもにとって、遊び場を提供する事が主な目的で、保育の概念のない事業と一体的に運営することは、専用室の確保と専任指導員の配置がなされるのか疑問です。学童保育の役割である、子ども達に継続した毎日の生活が保障されるのか懸念されています。二つの事業が目的や役割、機能が違う事業であることと、学童保育を固有の事業として実施することを各区に周知してください。

また、経費の削減を主な目的とした委託化、民営化が行われたために、指導員が働き続けられなくなっている学童保育もあります。

子ども達の安定した継続的な生活を保障するためには、私たちは指導員の身分保障が必要だと考えています。

東京都議会から国に提出された意見書では、「児童の放課後を豊かにするため、財政的にも安定した組織運営が可能となるよう、国及び地方自治体が責任を持つと同時に国の財政的措置が必要である」としています。

また、2000年3月の都議会で、私たちが提出した「学童保育の充実を求める請願」で採択された3項目「財政再建推進プラン」に載っている「学童クラブ運営費補助」を削減しないでください。学童保育を希望する子どもが全員入所できるようにしてください。指導員の専門性の向上のために、研修制度を拡充してください。

東京都は、この3項目を十分に尊重し、今後の学童保育事業に反映させることを強く願うものです。

私たちは、東京の学童保育の充実・発展を願い、東京都の2007年度の予算編成にあたり、次のことを要望いたします。

記

- 1．東京都の学童保育に関する予算を増額してください。
- 2．全国の学童保育利用者及び関係者と共に作成した「学童保育の設置・運営基準」を基に、東京都として学童保育の基準を作ってください。
- 3．2006年度で東京都内の学童保育には、二千人を超える待機児がいます。その待機児を早急に解消してください。また、待機児の解消に際しては、定員やスペースを無視した詰め込み状態にするのではなく、子どもたちが安全でゆったりとしたスペースで過ごせるようにしてください。そのためには、学童保育の増設が必要です。しかし、区市町村が増設するには国の補助金だけでは不十分です。東京都として施設整備費を十分に確保してください。
- 4．「放課後子どもプラン」では、学童保育事業と地域子ども教室推進事業を、一体的に運営する考えが出されましたが、役割も目的も機能も違う事業です。毎日の継続した生活を保障する学童保育事業を行政の責任で行うように、各区へ指導してください。
- 5．学童保育事業を都区財政調整制度の需要額の算定項目からはずさないでください。また、今後も常勤指導員複数分の算定単価の額を維持してください。
- 6．民間の学童保育では、将来的な生活不安から指導員が働きつづけられない実態があります。そのために、1年の間に何人も指導員が替わっているところや、1年で辞めざるを得ない指導員がいます。民間学童保育への委託費や補助金を増額するよう、各区へ指導してください。
- 7．国の方針では学童保育指導員の研修を義務づけています。東京の学童保育指導員の研修を充実させてください。特に民間学童保育や非常勤指導員は、研修の機会が不十分です。全ての学童保育指導員が、行政の責任で研修を受けられるように周知してください。また、職員相互の研究活動を各区に研修として位置づけさせてください。さらに、障害のある子どもの保育を行う上で、現場の保育上の課題に応えられる専門家を含む指導体制と研修制度を確立してください。
- 8．保育時間の延長、対象学年の延長、障害のある子どもの受け入れの促進について、施策の前進を図るよう、区市町村に指導してください。
- 9．学童保育の障害児保育の充実を図るために、正規職員の増配置で対応するよう、区市町村に指導してください。
- 10．都立養護学校等に通う子どもたちの放課後の生活を保障するための対策を講じてください。
- 11．土曜日の学童保育を開設するよう、各区へ指導してください。
- 12．学童保育を必要としていながら、2年生以上の子どもたちが継続して在籍できない実態があります。国は、4年生以上の子どもたちにも学童保育の必要性を認めています。学童保育を必要とする子どもたちが、6年生まで継続して在籍できるようにしてください。